

令和4年12月市議会定例会提出予定案件

(諮問)

- 1 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 2 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて

(議案)

- 1 専決処分につき承認を求めることについて
(令和4年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第4号))
- 2 茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 3 茨木市監査委員選任につき同意を求めることについて
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 5 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 6 茨木市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 7 茨木市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 8 茨木市立図書館条例の一部改正について
- 9 茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 10 茨木市文化・子育て複合施設文化ホール等の指定管理者の指定について
- 11 茨木市文化・子育て複合施設市民活動センターの指定管理者の指定について
- 12 茨木市立障害者就労支援センターの指定管理者の指定について
- 13 茨木市立障害者生活支援センターの指定管理者の指定について
- 14 茨木市立障害福祉センターの指定管理者の指定について
- 15 茨木市立子育てすこやかセンターの指定管理者の指定について
- 16 茨木市文化・子育て複合施設屋内こども広場の指定管理者の指定について
- 17 茨木市里山センターの指定管理者の指定について
- 18 大阪府都市競艇企業団規約の一部変更に関する協議について
- 19 茨木市と摂津市におけるごみ処分事務に係る委託に関する協議について
- 20 茨木市中学校給食センター整備・運営事業における契約締結について

- 21 工事請負契約締結について（庄栄幼稚園園舎増築ほか建築主体工事）
- 22 工事請負契約の変更について（市庁舎本館南館空調設備改修工事）
- 23 令和4年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第5号）

（報 告）

- 1 令和4年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 2 令和4年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
- 3 令和4年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について

諮問第6号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて	【人事課】								
<p>○ 現委員 <small>すわ のり こ</small> 諏訪典子</p> <p>○ 任期 令和5年6月30日任期満了 初就任 平成26年7月1日就任 3期目（任期3年）</p> <p>○ 選任予定者</p>										
諮問第7号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて	【人事課】								
<p>○ 現委員 <small>たむら よし のり</small> 田村義則</p> <p>○ 任期 令和5年6月30日任期満了 初就任 平成29年7月1日就任 2期目（任期3年）</p> <p>○ 選任予定者</p>										
議案第86号	専決処分につき承認を求めることについて (令和4年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第4号)) 17頁参照 【財政課】									
<p>○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る令和4年度一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。</p> <p>○ 補正額 12,350千円 (補正後 113,506,357千円 - 補正前 113,494,007千円)</p> <table border="0" data-bbox="207 1366 1308 1456"> <tr> <td>(歳入)</td> <td></td> <td>(歳出)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金</td> <td>12,350千円</td> <td>・補助費等</td> <td>12,350千円</td> </tr> </table> <p>○ 専決日 令和4年11月21日</p>			(歳入)		(歳出)		・国庫支出金	12,350千円	・補助費等	12,350千円
(歳入)		(歳出)								
・国庫支出金	12,350千円	・補助費等	12,350千円							
議案第87号	茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて	【人事課】								
<p>○ 現委員 <small>ほりむら かなこ</small> 堀村佳奈子</p> <p>○ 任期 令和4年12月31日任期満了 初就任 平成31年1月1日就任 1期目（任期4年）</p> <p>○ 選任予定者</p>										

議案第88号	茨木市監査委員選任につき同意を求めることについて	【人事課】
<p>○ 現委員 <small>いとう まき</small> 伊藤 真紀</p> <p>○ 任 期 令和4年12月31日任期満了 初就任 平成23年1月1日就任 3期目（任期4年）</p> <p>○ 選任予定者</p>		
議案第89号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	【人事課】
<p>○ 令和4年人事院勧告に基づく給与改定の実施に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ア 給料表（初任給及び若年層） 平均改定率+0.3% イ 勤勉手当の率の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 再任用職員以外 +0.1月分 令和4年度 6月：0.95月（改定なし）、12月：0.95月→1.05月 令和5年度以降：6月：0.95月→1.00月、12月：1.05月→1.00月 ・ 再任用職員 +0.05月分 令和4年度 6月：0.45月（改定なし）、12月：0.45月→0.50月 令和5年度以降：6月：0.45月→0.475月、12月：0.50月→0.475月 ウ 期末手当の率の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定任期付職員 +0.1月分 令和4年度 6月：2.15月（改定なし）、12月：2.15月→2.25月 令和5年度以降：6月：2.15月→2.20月、12月：2.25月→2.20月 ・ 関係条例の一部改正（期末手当 +0.1月） 茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例 ・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> ア 公布の日（令和4年4月1日適用） ※会計年度任用職員については、令和5年4月1日適用 イ・ウ 公布の日（令和4年12月1日適用） 		

○ 地方公務員法の改正等に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

〈定年年齢の引上げ〉

- ①定年年齢を60歳から65歳へ引上げ（令和5年から2年ごとに1歳ずつ引上げ）
- ②定年年齢の段階的引上げに伴い、定年退職した職員であっても65歳に達するまでの間は、暫定再任用職員として採用できる旨を規定
- ③60歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日以降の給料月額を、当該職員が直前に受けていた額の7割水準とする旨を規定
- ④管理監督職の勤務上限年齢を60歳とする旨を規定（管理職手当の支給を受けている職にある者が対象）
- ⑤60歳に達した日以後に退職した者を、定年年齢の前に短時間勤務の職に再任用する定年前再任用短時間勤務制を導入

〈人事給与制度の見直し〉

- ⑥より職務や職責に応じた制度とするため、国家公務員の人事給与制度に準じ、行政職及び消防職を8級制に再編し、給料表を改定
- ⑦多様なキャリアデザインを可能とする複線型人事制度の創設に伴い、新たな補職を追加

〈関係条例〉

[改正]

- ・ 職員の定年等に関する条例
- ・ 一般職の職員の給与に関する条例 ほか15条例

[廃止]

- ・ 茨木市職員の再任用に関する条例

- ・ 施行日 令和5年4月1日

○ 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の制定

・ 主な制定内容

個人情報の取扱い等が、法律に基づき全国において統一した運用とされるにあたり、法の施行に必要な手続等の事項を規定

- ① 個人情報取扱事務目録の作成・公表
- ② 目的外利用・提供に係る届出書の作成・公表
- ③ 開示請求における不開示情報の範囲の追加
- ④ 保有個人情報の開示請求等の手続
- ⑤ 開示請求手数料等
- ⑥ 審議会への諮問
- ⑦ 運用状況の公表

・ 廃止

茨木市個人情報保護条例

・ 施行日 令和5年4月1日

議案第94号	茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について 【選挙管理委員会】								
<p>○ 公職選挙法施行令の改正に伴う所要の改正</p> <p>・ 主な改正内容 物価変動等に対応するため、公費負担となる選挙運動費用の限度額を引上げる</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>①選挙運動用自動車の借入に要する費用</td> <td style="text-align: right;">1日当たり 15,800円 → 16,100円</td> </tr> <tr> <td>②選挙運動用自動車の燃料の供給に要する費用</td> <td style="text-align: right;">1日当たり 7,560円 → 7,700円</td> </tr> <tr> <td>③選挙運動用ビラの作成に要する費用</td> <td style="text-align: right;">1枚当たり 7円51銭 → 7円73銭</td> </tr> <tr> <td>④選挙運動用ポスターの作成に要する費用</td> <td style="text-align: right;">1人当たり</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">(525円 6銭×ポスター掲示場数+310,500円)÷ポスター掲示場数×作成枚数 →(541円31銭×ポスター掲示場数+316,250円)÷ポスター掲示場数×作成枚数</p> <p>・ 施行日 公布の日</p>		①選挙運動用自動車の借入に要する費用	1日当たり 15,800円 → 16,100円	②選挙運動用自動車の燃料の供給に要する費用	1日当たり 7,560円 → 7,700円	③選挙運動用ビラの作成に要する費用	1枚当たり 7円51銭 → 7円73銭	④選挙運動用ポスターの作成に要する費用	1人当たり
①選挙運動用自動車の借入に要する費用	1日当たり 15,800円 → 16,100円								
②選挙運動用自動車の燃料の供給に要する費用	1日当たり 7,560円 → 7,700円								
③選挙運動用ビラの作成に要する費用	1枚当たり 7円51銭 → 7円73銭								
④選挙運動用ポスターの作成に要する費用	1人当たり								
議案第95号	茨木市文化・子育て複合施設文化ホール等の指定管理者の指定について 【市民会館跡地活用推進課・文化振興課】								
<p>○ 施設の名 茨木市文化・子育て複合施設 文化ホール等及びプラネタリウム並びに中央公園南広場</p> <p>○ 指定管理者 おにクルみらい (構成団体 東京都江東区豊洲三丁目2番24号 サントリーパブリシティサービス株式会社 ほか1団体)</p> <p>○ 指定の期間 令和5年11月1日～令和11年3月31日</p>									
議案第96号	茨木市文化・子育て複合施設市民活動センターの指定管理者の指定について 【市民協働推進課】								
<p>○ 施設の名 茨木市文化・子育て複合施設 市民活動センター</p> <p>○ 指定管理者 いばらき市民活動推進ネット (構成団体 茨木市駅前四丁目6番16号 クリエイトセンター内 茨木市市民活動センター内 特定非営利活動法人 いばらき市民活動推進ネット ほか4団体)</p> <p>○ 指定の期間 令和5年11月1日～令和11年3月31日</p>									

議案第97号	茨木市立障害者就労支援センターの指定管理者の指定について	【障害福祉課】
○ 施設の名	茨木市立障害者就労支援センター	かしの木園
○ 指定管理者	門真市末広町40番3号 NPO法人 大阪精神障害者就労支援ネットワーク	
○ 指定の期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日	
議案第98号	茨木市立障害者生活支援センターの指定管理者の指定について	【障害福祉課】
○ 施設の名	茨木市立障害者生活支援センター	ともしび園
○ 指定管理者	茨木市南目垣一丁目11番6号 社会福祉法人 とんぼ福祉会	
○ 指定の期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日	
議案第99号	茨木市立障害福祉センターの指定管理者の指定について	【障害福祉課】
○ 施設の名	茨木市立障害福祉センター	ハートフル
○ 指定管理者	富田林市大字甘南備216番地 社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団	
○ 指定の期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日	
議案第100号	茨木市立子育てすこやかセンターの指定管理者の指定について	【子育て支援課】
○ 施設の名	茨木市立子育てすこやかセンター	
○ 指定管理者	茨木市沢良宜浜三丁目14番1号 特定非営利活動法人 はっちぼっち	
○ 指定の期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日	

議案第101号	茨木市文化・子育て複合施設屋内こども広場の指定管理者の指定について 【子育て支援課】
<p>○ 施設の名称 茨木市文化・子育て複合施設 屋内こども広場</p> <p>○ 指定管理者 茨木市まち森A Jグループ (構成団体 東京都文京区小石川五丁目2番2号 株式会社 明日香 ほか1団体)</p> <p>○ 指定の期間 令和5年11月1日～令和11年3月31日</p>	
議案第102号	茨木市里山センターの指定管理者の指定について 【農林課】
<p>○ 施設の名称 茨木市里山センター</p> <p>○ 指定管理者 茨木市大字泉原20番地2 里山サポートネット・茨木</p> <p>○ 指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日</p>	
議案第103号	大阪府都市競艇企業団規約の一部変更に関する協議について 【財政課】
<p>○ 名称変更に伴う規約の一部変更の協議について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更内容 名称を「大阪府都市競艇企業団」から「大阪府都市ボートレース企業団」に変更 ・ 施行日 令和5年4月1日 	

○ 循環型社会の形成に係る連携協約（令和元年12月23日付け）を踏まえ、事務の委託に関して摂津市と規約を定めることについて協議するにあたり、地方自治法第252条の14第3項に基づき、議会の議決を求める。

・ 主な内容

① 委託事務の範囲及び内容

茨木市環境衛生センターの焼却施設において、処分が可能となる摂津市区域内のごみの処分に係る事務の管理及び執行

② 管理及び執行の方法

茨木市の条例及び規則その他の規定の定めるところによる

③ 連絡会議

委託事務の管理及び執行について、連絡調整を図るための定例的な連絡会議の開催

・ 施行日 令和5年4月1日

議案第105号	茨木市中学校給食センター整備・運営事業における契約締結について 21頁参照 【学務課】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約の方法 ○ 契約の金額 ○ 契約の相手方 ○ 事業の目的 ○ 事業の期間 	<p>総合評価一般競争入札</p> <p>11,685,865,934円 ただし、事業契約書の定めるところに従って、金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。</p> <p>茨木市上中条一丁目11番23号 株式会社 茨木給食サービス 代表取締役 <small>なか やま</small> 中山 あやこ</p> <p>民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に引き出し、良質で効果的な学校給食の提供を行う。</p> <p>契約締結日から令和21年7月31日</p>
議案第106号	工事請負契約締結について（庄栄幼稚園園舎増築ほか建築主体工事） 【契約検査課、保育幼稚園総務課、建築課】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約の方法 ○ 契約の金額 ○ 契約の相手方 ○ 工事場所 ○ 工事内容 ○ 工事完了予定日 	<p>一般競争入札</p> <p>194,150,000円</p> <p>茨木市豊川四丁目9番10号 木本建設株式会社 代表取締役 <small>き もと じょう じ</small> 木本 譲 二</p> <p>茨木市総持寺一丁目1番17号</p> <p>園舎増築工事、渡り廊下増築工事、既設園舎改修工事、屋外付帯工事、既設園舎解体工事 各一式</p> <p>令和6年2月29日</p>

議案第107号	工事請負契約の変更について（市庁舎本館南館空調設備改修工事） <div style="text-align: right;">【総務課・契約検査課、建築課】</div>
<p>○ 契約の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前の金額 866,716,400円 ・変更後の金額 875,960,484円 <p>○ 変更の理由 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置及び一部資材の高騰により、増額が必要となったため。</p> <p>〈原契約〉</p> <p>○ 契約の相手方 大阪府中央区北浜三丁目5番29号 三機工業株式会社 関西支社</p> <p>○ 工事場所 茨木市駅前三丁目8番13号</p> <p>○ 工事内容 本館熱源改修、南館熱源改修、中央監視設備改修、熱融通管敷設、上記に伴う建築工事及び電気設備工事 各一式</p> <p>○ 工事完了予定日 令和5年1月31日</p>	

○ 補正額 754,808千円（補正後 114,261,165千円 － 補正前 113,506,357千円）

〈歳入〉

・市税	574,392千円
・地方特例交付金	2,357千円
・地方交付税	28,304千円
・分担金及び負担金	995千円
・国庫支出金	99,038千円
・寄附金	3,364千円
・繰越金	197,390千円
・諸収入	△174,032千円
・市債	23,000千円

〈歳出〉

・人件費	470,662千円
・物件費	277,928千円
・補助費等	△2,308千円
・投資的経費	△227,174千円
・その他の経費	235,700千円

・継続費補正

(変更) 庁舎営繕事業

△106,166千円 総額・年割額変更

(変更) 環境衛生センター営繕事業

－ 期間・年割額変更

・繰越明許費補正

(追加) コミュニティセンターエレベーター改修事業	15,000千円
(追加) 多目的運動広場整備事業	10,000千円
(追加) 待機児童保育室整備事業	15,758千円
(追加) 道路維持事業	30,000千円
(追加) 道路舗装事業	55,000千円
(追加) 道路簡易舗装事業	30,000千円
(追加) 小学校維持管理事業（エレベーター改修）	10,853千円
(追加) 小学校営繕事業（トイレ改修）	26,759千円
(追加) 中学校維持管理事業（エレベーター改修）	11,098千円
(追加) 中学校営繕事業（トイレ改修）	15,000千円
(追加) 中学校営繕事業（エレベーター等設置）	25,227千円
(追加) 認定こども園営繕事業（西幼稚園改修）	20,962千円
(追加) 農林業施設災害復旧事業	25,000千円

・債務負担行為補正

(追加) 文化・子育て複合施設文化ホール等指定管理料	2,450,000千円	及び市が必要と認める事業実施経費
(追加) 文化・子育て複合施設市民活動センター指定管理料	153,000千円	及び市が必要と認める事業実施経費
(追加) 障害者就労支援センターかしの木園指定管理料	136,000千円	及び市が必要と認める事業実施経費
(追加) 障害者生活支援センターともしび園指定管理料	370,000千円	及び市が必要と認める事業実施経費
(追加) 障害福祉センターハートフル指定管理料	530,000千円	及び市が必要と認める事業実施経費
(追加) 子育てすこやかセンター指定管理料	129,000千円	及び市が必要と認める事業実施経費
(追加) 文化・子育て複合施設屋内こども広場指定管理料	360,000千円	及び市が必要と認める事業実施経費
(追加) 里山センター指定管理料	70,000千円	及び市が必要と認める事業実施経費
(変更) 安威川ダム周辺整備事業	195,210千円	限度額変更
(追加) 図書館システム機器整備事業	201,834千円	

報告第23号	令和4年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について	【会計室】
○ 令和4年9月30日現在の財政状況の報告		
報告第24号	令和4年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について	【下水道総務課】
○ 令和4年9月30日現在の業務状況の報告		
報告第25号	令和4年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について	【水道総務課】
○ 令和4年9月30日現在の業務状況の報告		

令和4年度 大阪府茨木市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、検査・診療体制の充実を図るため、日曜日・休日・年末年始に発熱外来を開設する医療機関を支援する経費について専決する。

[期 間] : 令和4年11月27日～令和5年2月19日の日曜日・休日・年末年始

[対 象] : 期間中6日以上発熱外来を開設する医療機関

2 専決日 令和4年11月21日（月）

3 補正予算額

補正額 12,350千円 （補正後 113,506,357千円 － 補正前 113,494,007千円）

[概 要]

（単位：千円）

項 目	補正額	主な内容	
休日等における発熱外来検査・診療体制の充実	12,350	発熱外来体制支援補助金	12,350

[内 訳]

（歳入）

（単位：千円）

区 分	補正額	積 算	
国庫支出金	12,350	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	12,350

（歳出）

（単位：千円）

区 分	補正額	積 算	
衛生費	12,350	補助金	12,350

職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

1 基本的な考え方

(1) 定年引上げの実施について

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期職員に最大限活躍してもらうことを目的とした地方公務員法の改正に伴い、定年年齢の段階的な引上げを行うとともに、高齢期における多様な職業生活設計の支援等を図る。

※定年の段階的引上げ

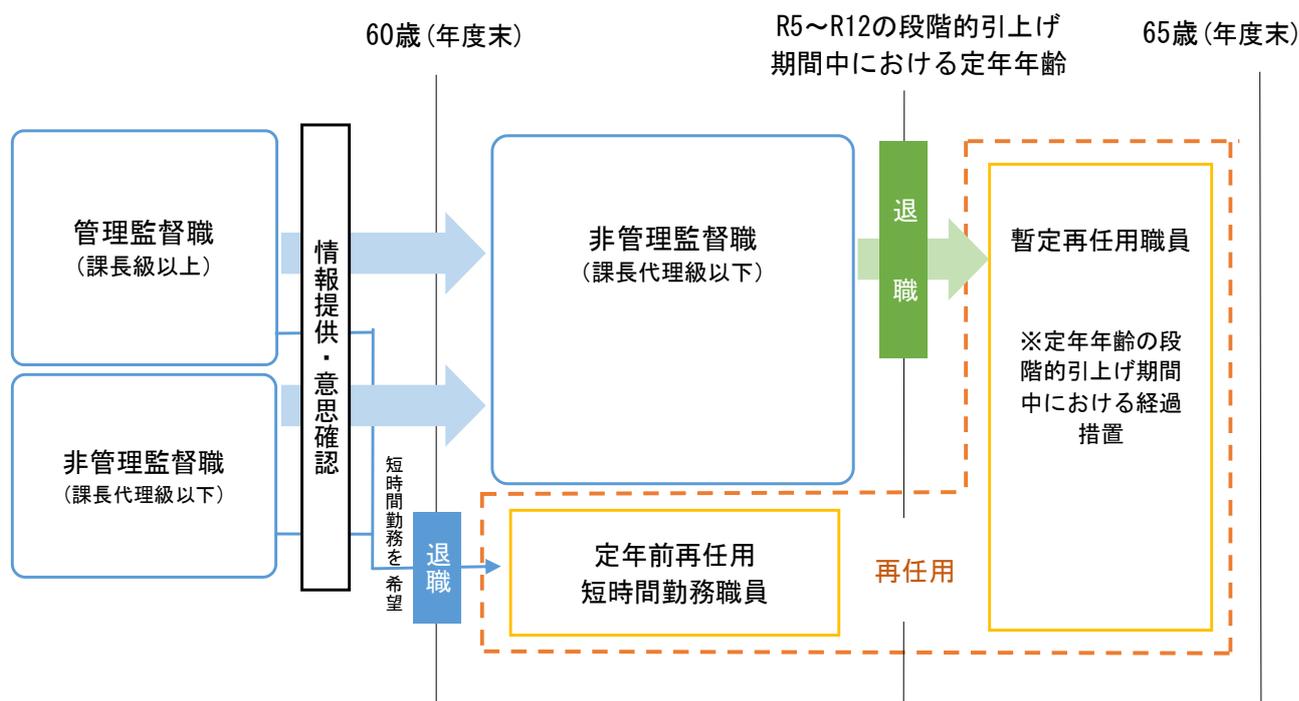
年度	(現行)	R5~6	R7~8	R9~10	R11~12	R13~
定年年齢(年度末)	(60歳)	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(2) 人事給与制度の見直しについて

すべての職員が高い意欲を持って職務に励むことを目指した人事給与制度検討プロジェクトチームからの提言内容（管理職制度の見直し、複線型人事制度の創設、人事評価制度の見直し、働き方改革）に対応するとともに、国家公務員の制度に準じた見直し等を行うことで、より職務及び職責に応じた制度を構築し、さらなる職務遂行意欲の向上を図る。

2 主な見直しの内容

(1) 定年引上げの実施について



① 情報提供・意思確認の実施

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認する。

② 管理監督職の勤務上限年齢制の導入

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持することを目的として、管理監督職（課長級以上）を60歳到達により非管理監督職の職等に配置する。

③ 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、本人の意向を踏まえ、短時間（週4日等）勤務の職で再任用することができる制度を導入する。

④ 60歳に達した職員の給与等

60歳に達した職員の給料等は月額を7割水準とし、退職手当については、60歳を超えて退職した場合に、60歳で定年退職する場合に比べて不利益とならないよう取り扱う。

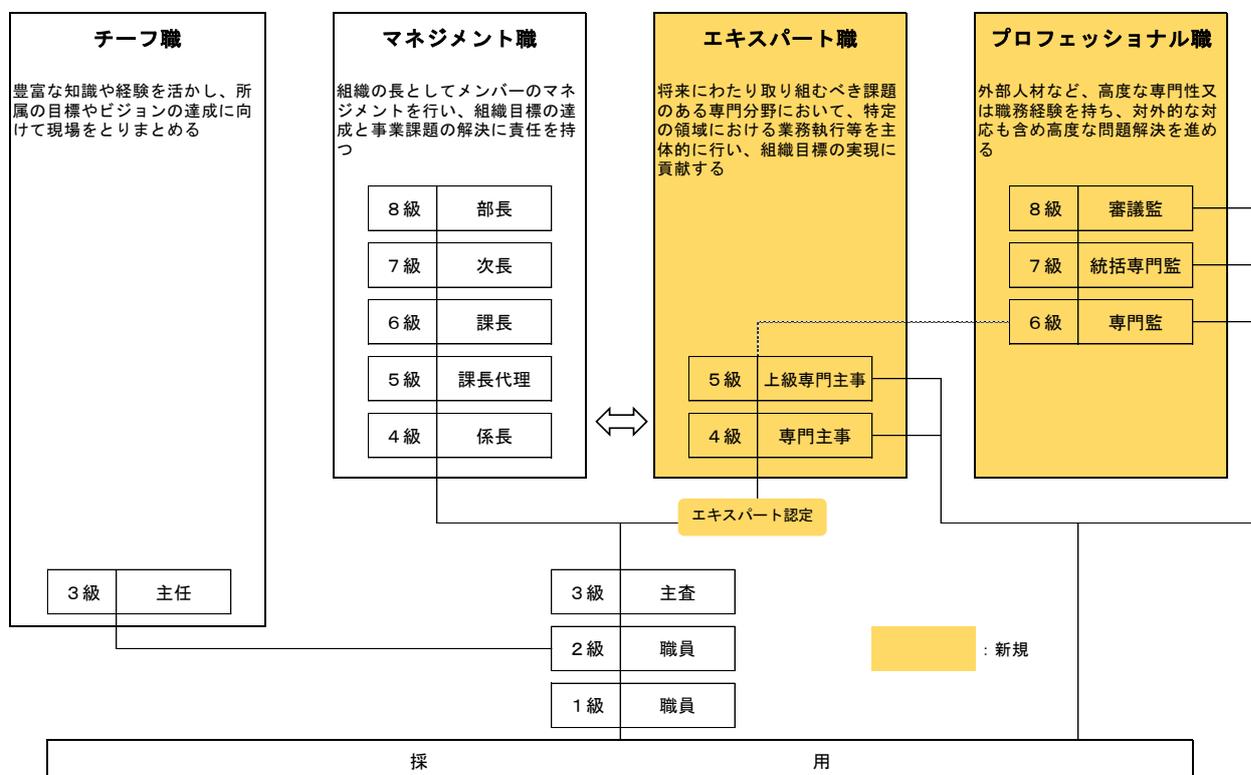
(2) 人事給与制度の見直しについて

① 管理職制度の見直し

管理職の魅力を高めるため、国家公務員の制度に準じ、係長級昇任時の昇給幅や、課長級以上に支給する管理職手当を拡充する。なお、既に同等の職に就いている職員に対しては昇給調整を実施する。

② 複線型人事制度の創設

多様なキャリアデザインを可能とする複線型人事制度を創設し、新たな補職を追加する。



③ 給料表の再編及び職務の級の変更

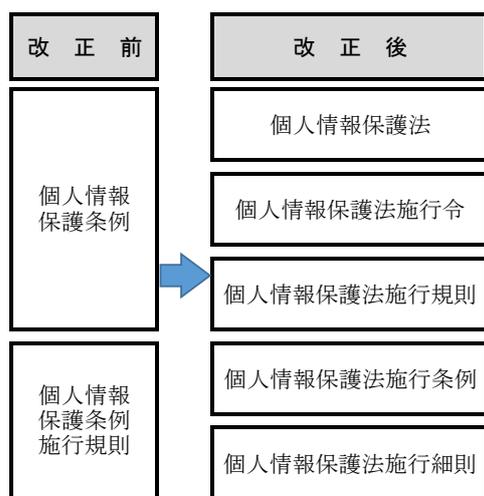
より職務及び職責に応じた給与制度とするため、国家公務員の制度に準じ、行政職給料表(一)、企業職給料表(一)及び消防職給料表を9級制から8級制に再編するとともに、職務の級の見直しを行う。

改正前	改正後
9級 部長	8級 部長
8級 次長	7級 次長
7級 課長	6級 課長
6級 課長代理	5級 課長代理
5級 係長	4級 係長
4級 主査	3級 主査
3級 職員	2級 職員
2級 職員	1級 職員
1級 職員	

茨木市個人情報の保護に関する法律施行条例について

1 目的

デジタル業務改革の推進により、公的に取り扱うデータが質的・量的に増大している状況に対応するため、個人情報の保護に関する法律等の改正が行われ、これまで条例により定められていた地方公共団体における個人情報保護の取扱い等について、法において規定されることに伴い、現行の茨木市個人情報保護条例を廃止し、法の施行に必要な事項について規定する法施行条例を制定する。



【個人情報保護法の主な規定内容】

- ①行政機関等における個人情報等の取扱い
 - ・個人情報の保有の制限等
 - ・利用及び提供の制限
 - ・安全管理措置
- ②個人情報ファイル
 - 個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目などを記載した「個人情報ファイル簿」を作成・公表
- ③開示、訂正及び利用停止
 - 開示等の請求権、請求手続、開示等義務、決定期限、審査請求など

2 条例の主な規定事項

項目	内容
①個人情報取扱事務目録の作成・公表	現行条例と同様に、個人情報の保有状況を明らかにするため、引き続き個人情報取扱事務目録を作成・公表する。
②目的外利用・提供に係る届出書の作成・公表	現行条例と同様に、個人情報の目的外利用・外部提供をしたときは、引き続き届出書を作成・公表する。
③開示請求における不開示情報の範囲の追加	職務の遂行に係る公務員等の氏名を開示情報とする。
④開示請求等の手続	現行条例と同様の手続となるよう、(1)一部又は全部を開示しない場合、将来開示可能となるときは、その期日を通知、(2)開示等に係る決定期限の短縮（法：30日以内⇒15日以内）、(3)訂正及び利用停止請求の対象情報を限定しない旨を規定する。
⑤開示請求手数料等	現行条例と同様に、開示請求に係る手数料は無料とし、開示文書の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成に要する費用を負担する。
⑥審議会への諮問	個人情報の適正な取扱い確保のため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、個人情報保護運営審議会へ諮問することができる旨を規定する。
⑦運用状況の公表	現行条例と同様に、個人情報保護制度の運用状況を公表する。

茨木市中学校給食センター整備・運営事業について

全員喫食の中学校給食実施に向け、給食センターの整備・運営事業をPFI方式により行う。

・概要

(1) 事業目的

設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に引き出し、良質で、効果的な学校給食の提供を行う。

(2) 事業方式

PFI法に基づき、事業者自らが本施設の設計・建設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施する方式（BTO）により実施する。

(3) 施設概要

- ・事業用地：茨木市彩都はなだ一丁目2番3、2番4、3番1
- ・敷地面積：17,687 m²（建築面積：3,598 m²、延床面積：5,021 m²）
- ・調理能力：最大9,000食/日（アレルギー対応食含む）

(4) 事業実施（予定）

施設の所有権移転：令和6年10月末、維持管理・運営：令和7年1月～

(5) 事業者選定

- ・令和3年12月 実施方針、要求水準書（案）の公表
- ・令和4年 3月 PFI法に基づく特定事業の選定・公表
- 4月 入札公告、入札説明書等の公表
- 9月 落札者の決定・公表



(6) 落札者

（茨木市）中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会での選定結果を踏まえ、以下のグループを落札者として決定

代表企業	株式会社 メフォス
構成企業	株式会社 掛谷工務店 株式会社 トーエネック 大阪本部 株式会社 アイホー 大阪支店 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社 南海ビルサービス株式会社 株式会社 長大 大阪支社
協力企業	株式会社 綜企画設計 大阪支店 金田運輸株式会社

(7) 契約相手方 株式会社 茨木給食サービス

(8) 契約期間 契約締結日から令和21年7月31日まで

(9) 契約額

11,685,865,934円（ただし、事業契約書の定めるところに従って、金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。）

内訳	設計・建設費	: 4,179,748,285円
	開業準備・維持管理・運営	: 6,447,752,817円
	消費税	: 1,058,364,832円

令和4年度一般会計補正予算(第5号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左の内訳		主な内訳
		特定財源	一般財源	
1 市 税	574,392		574,392	個人市民税
10 地方特例交付金	2,357		2,357	
11 地方交付税	28,304		28,304	普通交付税
13 分担金及び負担金	995	995		農林水産施設災害復旧費分担金
15 国庫支出金	99,038	99,038		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 235,700 耕地等災害復旧費国庫補助金 7,565 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 △144,227
18 寄附金	3,364	3,364		指定寄附金
20 繰越金	197,390		197,390	純繰越金
21 諸収入	△ 174,032	△ 174,032		ごみ処理施設改修事業負担金
22 市 債	23,000	23,000		中央保育所移転整備債 296,400 道路整備債 49,500 環境衛生センター整備債 △293,000
補正額 A	754,808	△ 47,635	802,443	
補正前の予算額 B	113,506,357	51,067,153	62,439,204	
補正後の予算額 A+B	114,261,165	51,019,518	63,241,647	

令和4年度一般会計補正予算(第5号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
1 議 会 費	△ 14,594	△ 12,430	△ 2,164				
2 総 務 費	260,311	348,224	23,310		△ 2,863	△ 108,360	
3 民 生 費	394,378	48,131	2,515		555	343,177	
4 衛 生 費	△ 513,079	△ 2,572	189,183			△ 699,690	
6 農 林 水 産 業 費	△ 9,501	△ 9,501					
7 商 工 費	2,382	2,382					
8 土 木 費	136,371	△ 1,690	△ 9,625			147,686	
9 消 防 費	39,651	36,319	3,899			△ 567	
10 教 育 費	208,189	61,799	70,810			75,580	
11 災 害 復 旧 費	15,000					15,000	
13 諸 支 出 金	235,700						235,700
補 正 額 A	754,808	470,662	277,928		△ 2,308	△ 227,174	235,700
補正前の予算額 B	113,506,357	17,851,608	19,538,454	31,303,387	12,039,678	18,537,732	14,235,498
補正後の予算額 A + B	114,261,165	18,322,270	19,816,382	31,303,387	12,037,370	18,310,558	14,471,198

補正予算（第5号）の内容について

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症等への対応策を実施する。また、おにクルの開館に向けて関連事業を推進するほか、教育・保育環境の充実を図るため、小中学校や保育施設の整備・改修等を行うなど、行政ニーズ・行政課題等に対応した事業を追加する。

なお、年度内に完了しない農地等の災害復旧事業等について繰越明許費を設定するとともに、おにクルの指定管理料等について債務負担行為を設定する。また、工事の進捗状況等を踏まえ、環境衛生センター営繕事業等の継続費を変更する。

2 新型コロナウイルス感染症・物価高騰への対応

(1) 市民生活への支援

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
市民生活への支援		235,700	235,700	
水道料金の基本料金を免除 【水道営業課】	一般家庭における日常生活を支援するため、水道料金に係る基本料金を免除する。 <内容>一般家庭における水道料金の基本料金を2か月分免除 (メーター口径20mm：2か月あたり1,870円等) <対象>令和5年1月または2月の検針分 【財源：コロナ対応地方創生臨時交付金(国) 235,700】	235,700	235,700	

3 行政ニーズ・行政課題等に対応する事業

(1) おにクル関連事業の推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
おにクル内の図書館整備等		3,364	3,364	
図書館のシステム機器等の整備 【債務負担行為】 【中央図書館】	おにクル内の図書館等において、円滑かつ安定した図書サービスを提供する環境を整備するため、システム機器等の導入・更新を行う。 【債務負担行為設定】 期 間：令和4年度～令和10年度 限度額：201,834	—	—	—
クラウドファンディングによる児童用図書の充実 【中央図書館】	クラウドファンディングによる資金を活用して、おにクル内の図書館における児童用絵本を購入する。 【財源：寄附金 3,364】	3,364	3,364	

(2) 保育・教育環境等の充実・改善

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
保育・教育施設等の整備等		471,315	378,200	93,115
待機児童保育室あゆみの移転に向けた設計委託の実施等 【繰越明許費】 【保育幼稚園総務課】	公共施設の有効活用及び利便性の向上を図るため、待機児童保育室あゆみをこども健康センターに移転するにあたり、設計委託等を実施する。 委託 【財源：市債 12,800】	17,064	12,800	4,264

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
中央保育所の移転に向けた用地等の取得 【保育幼稚園総務課】	老朽化する中央保育所の移転・整備に向けて、対象用地等を取得する。 公有財産購入費（上中条一丁目） 【財源：市債 296,400】	329,352	296,400	32,952
小中学校トイレの洋式化等に向けた設計委託の実施 【繰越明許費】 【施設課】	教育環境の充実を図るため、老朽化した小中学校トイレを改修（洋式化等）するにあたり、設計委託を実施する。 委託 [小]玉櫛小、郡山小、天王小、郡小、庄栄小 [中]西陵中、平田中 【財源：市債 31,200】	41,759	31,200	10,559
中学校へのエレベーター等設置に向けた設計委託の実施 【繰越明許費】 【施設課】	教育環境の充実を図るため、中学校にエレベーター等を設置するにあたり、設計委託を実施する。 委託（豊川中、平田中） 【財源：市債 18,900】	25,227	18,900	6,327
小中学校におけるエレベーターの改修 【繰越明許費】 【施設課】	安全・安心な教育環境を整備するため、老朽化した小中学校のエレベーターの改修を行う。	21,951		21,951
幼稚園の大規模改修等に向けた設計委託の実施 【繰越明許費】 【保育幼稚園総務課】	教育環境の充実や施設の長寿命化を図るため、幼稚園の外壁改修やエレベーターの設置等を行うにあたり設計委託を実施する。 委託（西幼） 【財源：市債 18,900】	20,962	18,900	2,062
コミュニティセンターのエレベーターの修繕 【繰越明許費】 【市民協働推進課】	利用者等の安全を確保し利用環境の早期改善を図るため、コミュニティセンターのエレベーターを改修する。	15,000		15,000

(3) 豪雨被害等への対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
豪雨による農地被害等への対応		15,000	8,560	6,440
農業施設の災害復旧 【繰越明許費】 【農林課】	令和4年8月から9月に発生した豪雨により被災した農地及び農業用施設の災害復旧を行う。 被災件数：11件（被害総額 25,000） 補正額 15,000 = 補正後 28,000 - 補正前 13,000 【財源：国 7,565、分担金 995】	15,000	8,560	6,440

(4) インフラ施設の老朽化対策

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
インフラ施設の改修		154,000	49,500	104,500
道路舗装等の改修 〔繰越明許費〕 【道路課】	損傷・劣化や豪雨災害等により、対応すべき箇所が増加に対応するため、工事費を増額する。 工事 【財源：市債 49,500】	89,000	49,500	39,500
道路工事に係る施工時期の平準化 〔繰越明許費〕 【道路課】	公共工事における施工時期の平準化を図るため、令和5年度早期の時期に実施する道路維持や簡易舗装の工事費を措置する。 工事	60,000		60,000
水路施設の改修 【下水道施設課】	損傷・劣化や豪雨災害等により、対応すべき箇所が増加に対応するため、修繕料を増額する。 修繕料	5,000		5,000

(5) 安威川ダム周辺の整備

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
安威川ダム周辺整備				
安威川ダム周辺整備事業 〔債務負担行為〕 【北部整備推進課】	労務単価及び資材価格の上昇に対応するとともに、さらなる市民利用の促進を図る施設整備等を進めるため、債務負担行為の限度額を変更する。 〔限度額〕 775,000千円 ⇒ 970,210千円	—	—	—
スポーツ施設の整備		11,611	8,700	2,911
多目的運動広場の整備に向けた水道工事等の実施 〔繰越明許費〕 【スポーツ推進課】	サッカー競技等を行える多目的運動広場の設置に向けて、上下水道の整備に係る工事等を行う。 工事、負担金 【財源：市債 8,700】	11,611	8,700	2,911

(6) 継続費・繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
継続費		
庁舎営繕事業 【総務課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 【補正前】 〔総額〕 982,127 〔年割額〕 (R3) 346,680 (R4) 635,447 【補正後】 〔総額〕 875,961 〔年割額〕 (R3) 346,680 (R4) 529,281	△106,166

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
環境衛生センター営繕事業 【環境事業課】	事業進捗の変更を踏まえ、期間及び年割額を変更する。 【補正前】 [期間] 令和2年度～令和4年度 [総額] 9,564,940 [年割額] (R2) 1,341,615 (R3) 3,953,630 (R4) 4,269,695 【補正後】 [期間] 令和2年度～令和5年度 [総額] 9,564,940 [年割額] (R2) 1,341,615 (R3) 3,953,630 (R4) 3,570,005 (R5) 699,690	—
繰越明許費		
コミュニティセンターエレベーター改修事業 【市民協働推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	15,000
多目的運動広場整備事業 【スポーツ推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	10,000
待機児童保育室整備事業 【保育幼稚園総務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	15,758
道路維持事業 【道路課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	30,000
道路舗装事業 【道路課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	55,000
道路簡易舗装事業 【道路課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	30,000
小学校維持管理事業 (エレベーター改修) 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	10,853
小学校営繕事業 (トイレ改修) 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	26,759
中学校維持管理事業 (エレベーター改修) 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	11,098
中学校営繕事業 (トイレ改修) 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	15,000
中学校営繕事業 (エレベーター等設置) 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	25,227
認定こども園営繕事業 (西幼稚園改修) 【保育幼稚園総務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	20,962

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
農林業施設災害復旧事業 【農林課】	災害復旧工事等に時間を要することから、年度内に事業が完了しないため。	25,000
債務負担行為		
文化・子育て複合施設文化ホール等 指定管理料 【市民会館跡地活用推進課】	文化・子育て複合施設文化ホール等の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和5年度～令和10年度 〔限度額〕2,450,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	2,450,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費
文化・子育て複合施設市民活動センター 指定管理料 【市民協働推進課】	文化・子育て複合施設市民活動センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和5年度～令和10年度 〔限度額〕153,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	153,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費
障害者就労支援センターかしの木園 指定管理料 【障害福祉課】	障害者就労支援センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和5年度～令和9年度 〔限度額〕136,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	136,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費
障害者生活支援センターともしび園 指定管理料 【障害福祉課】	障害者生活支援センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和5年度～令和9年度 〔限度額〕370,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	370,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費
障害福祉センターハートフル指定管理料 【障害福祉課】	障害福祉センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和5年度～令和9年度 〔限度額〕530,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	530,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費
子育てすこやかセンター指定管理料 【子育て支援課】	子育てすこやかセンターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和5年度～令和9年度 〔限度額〕129,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	129,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費
文化・子育て複合施設屋内子ども広場 指定管理料 【子育て支援課】	文化・子育て複合施設屋内子ども広場の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和5年度～令和10年度 〔限度額〕360,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	360,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費
里山センター 指定管理料 【農林課】	里山センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和5年度～令和9年度 〔限度額〕70,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	70,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費
安威川ダム周辺整備事業 【北部整備推進課】	労務単価の上昇等に係る変更等を踏まえ、債務負担行為の限度額を変更する。 〔限度額〕775,000千円 ⇒ 970,210千円	195,210
図書館システム機器整備事業 【中央図書館】	システム機器の導入等に伴い、債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 〔期間〕令和4年度～令和10年度 〔限度額〕201,834千円	201,834